

国立大学法人京都教育大学安全衛生委員会規程

平成16年 4月 1日 制 定

平成25年 9月27日 最終改正

(趣 旨)

第1条 国立大学法人京都教育大学教職員安全衛生管理規程第11条の規定に基づき、京都教育大学安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組 織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 総括安全衛生管理者
 - 二 衛生管理者 2名
 - 三 産業医 1名
 - 四 看護師又は保健師 1名
 - 五 安全衛生に関し経験を有する者のうちから学長が指名する者 4名
- 2 前項第一号の委員以外の委員の半数については、教職員の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、過半数で組織する労働組合がないときには、教職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(開 催)

第4条 委員会は、毎月1回以上開催するものとする。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要に応じて学長に意見を述べるものとする。

- 一 教職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 二 健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること
- 三 健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること
- 四 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全衛生に係るものに関すること
- 五 前四号に掲げるもののほか、教職員の危険、健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要なこと

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には総括安全衛生管理者をもって充て、副委員長は委員のうちから互選する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(専門委員会)

第7条 委員会が必要と認めたときは、専門委員会を置くことができる。

- 2 前項の委員は、委員長の申し出により学長が委嘱する。

3 前各項に規定するもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。
(関係職員の出席)

第8条 委員会が必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることができる。
(運 営)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。
(事 務)

第10条 委員会に関する事務は、総務・企画課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規程第42号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第25号）

この規程は、平成25年9月27日から施行し、平成25年8月1日から適用する。